



保医発1201第2号
平成28年12月1日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の
留意事項について」等の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成20年厚生労働省告示第61号）の一部が平成28年厚生労働省告示第404号をもって改正されたことに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をは図りたい。

記

- 別添1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日保医発0304第3号）の一部改正について
- 別添2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成28年3月4日保医発0304第7号）の一部改正について
- 別添3 「特定保険医療材料の定義について」（平成28年3月4日保医発0304第10号）の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
（平成28年3月4日保医発0304第3号）の一部改正について

別添1の第2章第10部第1節第8款K561に次のように加える。

- (3) 末梢血管用ステントグラフトを用いて腸骨動脈以外の末梢血管に対し血管損傷治療を行った場合の手技料は、「3」の所定点数を算定できるものとする。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(平成28年3月4日保医発0304第7号)の一部改正について

- 1 Iの3の(10)の次に次のように加える。
 - (10) 末梢血管用ステントグラフト
 - ア 末梢血管用ステントグラフトは、関連学会の定める適正使用指針に従って使用した場合に限り、算定できる。
 - イ 末梢血管用ステントグラフトの使用に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な根拠を詳細に記載すること。
 - ウ 末梢血管用ステントグラフトを血管開存治療に使用した場合は、1回の手術につき、標準型については2本を上限として、長病変対応型については1本を上限として算定できる。
 - エ TASCⅡD病変に対して標準型を2本のみ使用して治療を行った場合は、長病変対応型1本を使用して治療を行った場合に準じるものとし、長病変対応型1本を算定することとする。

「特定保険医療材料の定義について」
(平成28年3月4日保医発0304第10号)の一部改正について

1 別表のⅡに次のように加える。

191 末梢血管用ステントグラフト

① 定義

次のいずれにも該当すること。

① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（7）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「ヘパリン使用中心循環系ステントグラフト」又は「ヘパリン使用血管用ステントグラフト」であること。

② 次のいずれかに該当すること。

ア 胸部、腹部、骨盤内の動脈（大動脈、冠動脈、腕頭動脈、頸動脈、椎骨動脈及び肺動脈を除く。）に対し、外傷性又は医原性血管損傷の止血を目的に若しくは浅大腿動脈に病変がある対象病変長10cm以上の症候性末梢動脈疾患に対し、血管内腔の確保を目的に経血管的に挿入され、体内に留置するものであること。

イ 浅大腿動脈に病変がある対象病変長10cm以上の症候性末梢動脈疾患に対し、血管内腔の確保を目的に経血管的に挿入され、体内に留置するものであること。

② 機能区分の考え方

使用目的により、標準型（1区分）及び長病変対応型（1区分）の合計2区分に区分する。

③ 機能区分の定義

① 標準型

次のいずれにも該当すること。

ア 血管損傷の治療又は血管開存を目的として使用するものであること。

イ 血液接触面にヘパリンによる抗血栓性が付与されていること。

ウ ②に該当しないこと。

② 長病変対応型

ア TASCⅡD病変に対し血管開存を目的として単独で使用し得るものであること。

イ 血液接触面にヘパリンによる抗血栓性が付与されていること。

(別添1参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日保医発0304第3号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部～第9部 (略)</p> <p>第10部 手術</p> <p>第1節 手術料</p> <p>第1款～第7款 (略)</p> <p>第8款 心・脈管</p> <p>K544～K560-2 (略)</p> <p>K561 スtentグラフト内挿術</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 末梢血管用stentグラフトを用いて腸骨動脈以外の末梢血管に対し血管損傷治療を行った場合の手技料は、「3」の所定点数を算定できるものとする。</u></p> <p>K562～K627-4 (略)</p> <p>第9款～第13款 (略)</p> <p>第2節～第5節 (略)</p> <p>第11部～第13部 (略)</p> <p>第3章、第4章 (略)</p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部～第9部 (略)</p> <p>第10部 手術</p> <p>第1節 手術料</p> <p>第1款～第7款 (略)</p> <p>第8款 心・脈管</p> <p>K544～K560-2 (略)</p> <p>K561 スtentグラフト内挿術</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>K562～K627-4 (略)</p> <p>第9款～第13款 (略)</p> <p>第2節～第5節 (略)</p> <p>第11部～第13部 (略)</p> <p>第3章、第4章 (略)</p>

(別添2参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成28年3月4日保医発0304第7号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>(1)～⁽¹⁰⁵⁾ (略)</p> <p><u>⁽¹⁰⁶⁾ 末梢血管用ステントグラフト</u></p> <p><u>ア 末梢血管用ステントグラフトは、関連学会の定める適正使用指針に従って使用した場合に限り、算定できる。</u></p> <p><u>イ 末梢血管用ステントグラフトの使用に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な根拠を詳細に記載すること。</u></p> <p><u>ウ 末梢血管用ステントグラフトを血管開存治療に使用した場合は、1回の手術につき、標準型については2本を上限として、長病変対応型については1本を上限として算定できる。</u></p> <p><u>エ TASCⅡD病変に対して標準型を2本のみ使用して治療を行った場合は、長病変対応型1本を使用して治療を行った場合に準じるものとし、長病変対応型1本を算定することとする。</u></p>	<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>(1)～⁽¹⁰⁵⁾ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

(別添3参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成28年3月4日保医発0304第10号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001~190 (略)</p> <p>191 <u>末梢血管用ステントグラフト</u></p> <p>(1) <u>定義</u></p> <p><u>次のいずれにも該当すること。</u></p> <p>① <u>薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(7) 内臓機能代用器」であって、一般的名称が「ヘパリン使用中心循環系ステントグラフト」又は「ヘパリン使用血管用ステントグラフト」であること。</u></p> <p>② <u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>ア <u>胸部、腹部、骨盤内の動脈(大動脈、冠動脈、腕頭動脈、頸動脈、椎骨動脈及び肺動脈を除く。)に対し、外傷性又は医原性血管損傷の止血を目的に若しくは浅大腿動脈に病変がある対象病変長10cm以上の症候性末梢動脈疾患に対し、血管内腔の確保を目的に経血管的に挿入され、体内に留置するものであること。</u></p> <p>イ <u>浅大腿動脈に病変がある対象病変長10cm以上の症候性末梢動脈疾患に対し、血管内腔の確保を目的に経血管的に挿入され、体内に留置するものであること。</u></p> <p>(2) <u>機能区分の考え方</u></p> <p><u>使用目的により、標準型(1区分)及び長病変対応型(1区分)の合計2区分に区分する。</u></p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001~190 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

③ 機能区分の定義

① 標準型

次のいずれにも該当すること。

ア 血管損傷の治療又は血管開存を目的として使用する
ものであること。

イ 血液接触面にヘパリンによる抗血栓性が付与されて
いること。

ウ ②に該当しないこと。

② 長病変対応型

ア TASCⅡD病変に対し血管開存を目的として単独で使用
し得るものであること。

イ 血液接触面にヘパリンによる抗血栓性が付与されて
いること。